

広島県告示第百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十四年三月五日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区		間	
三次市日下町五三二番地先から 三次市日下町五三三番一地先まで			
新	旧	新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)
五・八〇〇 三二・〇〇〇	四・〇〇〇 八・六〇〇		
九〇・〇〇	九〇・〇〇	延 長 (メートル)	
拡幅 一般国道四三 三号及び一般 国道四二四号 と重複		備	考

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区		間	
三次市日下町五三七番地先から 三次市日下町五三二番四地先まで			
新	旧	新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)
五・八〇〇 三二・〇〇〇	四・〇〇〇 八・六〇〇		
九〇・〇〇	九〇・〇〇	延 長 (メートル)	
拡幅 一般国道三七 五号及び一般 国道四二四号 と重複		備	考

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三四号

三 道路の区域

区	間		新旧の別
	新	旧	
三次市日下町五三七番地先から 三次市日下町五三二番地先まで	五・八〇〇 三・〇〇〇	四・〇〇〇 八・六〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	九〇・〇〇	九〇・〇〇	延長 (メートル)
	拡幅 一般国道三七 五号及び一般 国道四三三号 と重複		備考